

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社藤幸組
(法人番号4200001014917)
業者の住所：岐阜県安八郡輪之内町下大樽新田698-1
- 2 指名停止措置期間：令和5年3月27日から
令和5年4月26日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要：株式会社藤幸組の使用人が、労働災害を隠蔽する目的で虚偽の陳述を行い、当該陳述に矛盾がないよう偽装した書類を提示したことにより、株式会社藤幸組及び同社使用人が労働安全衛生法違反で公訴を提起され、令和4年12月15日に大垣簡易裁判所からそれぞれ罰金20万円の判決を受け、その刑が確定した。
- 5 指名停止措置理由：上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第15号「抜粋」

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内